

# 税収をいかに増やすか

## 答 積極的に取り組む



藤野 莞嗣 議員

**問** 過去5年間の町税収入の約40%が固定資産税で占めている。どのようなものが減免や非課税制度の対象になるのか。減免件数と減免税額は。

**税務課長**

①貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産②公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)③町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産を対象に減免申請の提出を受け減免を行う。平成26年度は43人で税額216万円を減免。国、地方自治体など、所有者によって課税ができない人的非課税と使用目的によって課税ができない物的非課税がある。

物的非課税の主なものは、宗教法人、学校法人、社会福祉法人等

がある。

平成26年度は3社会福祉法人が非課税。

**問** 町内工業団地に大型物流施設が着工されるといふニュースがあった。一般住宅、事務所、工場の固定資産税の優遇の違いはあるのか。

**課長** 事務所、工場、会社には優遇はない。一般住宅は新築等、一定期間固定資産税が減免される。

**問** サービス付高齢者住宅などの課税対象物件の把握はどうしているのか。

**課長** 県土整備事務所で、建築確認申請書を確認、法務局から送付される登記通知書で把握する。

3年に一度、評価替時に航空写真の撮影を行い把握する。

**問** 空家等対策の推進



町内に大型物流施設が着工

に関する特例措置法が全面施行された。

区長会で空家の実態調査依頼、現地調査はどこまでされたのか。

**環境課長**

11月中で22行政区142件の空家を把握。今後、現地調査を職員で行う。

**問** 期限を限定し、税の優遇措置を取り入れ

企業誘致、若年層の定住など納税人口を増やし税収アップの考えは。政策経営課長

宇美町人口ビジョンを立て、それを実現するための総合戦略を検討している。

企業誘致や町有地売却など取り組んでいる。税の優遇制度など協議を進めたい。



小林 征男 議員

# スポーツ少年団の町施設の使用料

## 答 他町の状況を踏まえ検討

**問** 宇美町では、現在スポーツ少年団主催で14大会を実施している。町外から多くの選手が参加しているが、施設の利用料金はどのようになっているのか。  
**社会教育課長**  
平成26年度に公共施設の使用料の見直しを行い、町外チームとの交流大会での施設使用料は、青少年健全育成のため、一定の条件を満たす大会等については町内子ども料金を適用している。  
27年度からは80%の減額となっており費用負担の軽減を図っている。

**問** 宇美町で開催した場合、有料であり大会運営に重くのしかかっていると思う。  
**課長** 他町では使用料の無料化について協議がなされていると伺っているが。  
**課長** 施設の使用料については、財源の確保、維持管理等の観点から検討している町もあるが、結論が出ているとは聞いていない。

**問** スポーツ少年団には現在91名の公認資格者が登録されている。中学校の部活動における外部指導者の公認資格についてどうか。  
**学校教育課長**  
現在3中学校で41の部活動を行っている。そのうち12の部活で教員以外の指導者が指導している。

**問** 外部指導者に対する研修を行っているのか。  
**課長** 外部指導者の研修は、今年度県教育事務所主催の研修会に2名参加。学校との連携、生徒の安全確保、不祥事の防止について講習を受講。  
外部指導者は、施設の点検を始め、部活中の安全配慮を行い、校長、顧問教員と連携を図り部活を指導している。



原の前野球場